



# かごしま有功会

<発行>  
鹿児島市鴨池新町  
1番5号  
鹿児島県  
赤十字有功会  
(県支部事務局内)  
☎099(252)0600



## 年頭のごあいさつ

鹿児島県赤十字有功会 会長 松前 邦昭

(株式会社鹿児島銀行 常務取締役)

新年明けましておめでとうございます。

有功会の会員の皆様におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと心からお慶び申し上げますとともに、旧年中に賜りましたご支援、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

昨年、海外では、ウクライナ人道危機が長期化する中、イスラエル・ガザ人道危機やトルコ・シリア地震などの大規模自然災害が相次いで発生し、日本赤十字社では、国際赤十字や各国赤十字社等と連携して物資支援や避難者への生活・医療支援等を行っています。

また、国内でも地震や台風、豪雨等の自然災害により各地で甚大な被害が発生し、日本赤十字社では、被災地の県支部を中心に、全国の支部等が連携し、救援物資の配付や避難所支援などの救援活動を行っています。

国内外において災害や紛争等が増加する中で、日本赤十字社に対する期待と要請は今後ますます高まるものと考えており、私ども鹿児島県赤十字有功会としましても、赤十字の支援団体として、人道を中心とした理念のもと、「救うことを、つづける」赤十字活動に対し、共に活動を行っているという思いを強く抱き、引き続き会務の推進に取り組んで参りたいと存じます。今後とも、会員の皆様方の温かいお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ5類に移行され、社会経済活動が活発化する中で、当県では、全国高校総合文化祭や国民体育大会、全国障害者スポーツ大会等の全国的なイベントが相次ぎ、全国各地から多くの方々が来県されるなど、コロナ禍からの脱却に向けた動きが感じられる年となりました。

今年一年が皆様にとって明るく健やかな年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。



各地域イベントでのちびっこ救護服体験



# 令和5年度有功会総会結果について

令和5年7月19日(水)にホテル・レクストン鹿児島において鹿児島県赤十字有功会総会を開催しました。松前会長のごあいさつの後、来賓として出席した日本赤十字社鹿児島県支部参与(上久保真吾鹿児島県くらし保健福祉部次長)から祝辞をいただきました。

協議事項についてはすべて全会一致で承認されました。

記念講演では福田賢治先生をお迎えして、「博愛社設立と西南戦争秘話」と題した大変貴重なお話をいただきました。



有功会総会での様子

## 新役員体制

有功会総会において新役員体制が決定されました。

任期：令和5年8月31日～令和8年8月30日

- (会長) 松前 邦昭 (法人選出)
- (副会長) 川畑 俊彦 (法人選出)
- (副会長) 中村 隆重 (大隅選出)
- (副会長) 弓場 秋信 (鹿児島選出)

- (理事) 弓場 秋信 (鹿児島選出)
- (理事) 坂上 省悟 (鹿児島選出)
- (理事) 藤岡 義道 (南薩選出)
- (理事) 宇都 忠良 (北薩選出)
- (理事) 湯川 久子 (始良伊佐選出)
- (理事) 中村 隆重 (大隅選出)
- (理事) 福永 健一 (奄美熊毛選出)
- (理事) 松前 邦昭 (法人選出)
- (理事) 諏訪 秀治 (法人選出)
- (理事) 川畑 俊彦 (法人選出)
- (理事) 青木英一郎 (法人選出)
- (理事) 有馬 正治 (法人選出)
- (理事) 鎌田 善政 (法人選出)
- (理事) 寶來 豊晴 (法人選出)
- (理事) 福田 和志 (法人選出)
- (監事) 中山 忠順
- (監事) 原田 明

(敬称略)



## お願い

### 赤十字サポーター、 災害救護赤十字サポーター を募集しています

赤十字サポーター、災害救護赤十字サポーターとは、継続的な日赤活動資金のご寄付に加え、日本赤十字社の事業・活動に積極的に協力していただける企業・団体様のことです。サポーターになっていただいた企業・団体様等には「認定証」の発行や、赤十字かごしま等の情報提供を行うほか、企業名を日本赤十字社鹿児島県支部ホームページ等により公表しています。

#### ● 活動資金

赤十字サポーターの企業・団体様には、日赤の活動資金として毎年10万円以上のご寄付を、また、災害救護赤十字サポーター様には、毎年5万円以上のご寄付をお願いしています。

#### ● 日本赤十字社の事業・活動への協力

活動資金と併せて、以下の取組の中からのご協力をお願いしています。

#### 〈取組の例〉

- 職場・店舗への**寄付金付き自動販売機**の設置
- 日赤広報のぼりやポスター等を定期的に掲出・展示

#### ● その他

令和4年度から、両サポーターへの登録が、鹿児島県における建設工事入札参加資格における総合点数の加点内容の一つに加えられました。

法人会員様はご加入のご検討を、個人会員様は企業・団体様へのご紹介をいただきますようお願いいたします。



## 赤十字事業への支援活動

令和5年9月、鹿児島赤十字病院に外来で使用する車椅子を2台寄贈しました。

また、小・中・高校生を対象とした「リーダーシップ・トレーニング・センター」(通称トレセン)参加者にクリアファイルなど文房具の記念品を寄贈しました。



鹿児島赤十字病院へ寄贈の車椅子



寄贈した記念品とトレセンでの様子



## 有功会仲間づくり運動!!

赤十字が活動するための会費(活動資金)は、年々厳しい状況となっておりますが、資金募集で大きな役割を果たしていただいている団体が、鹿児島県赤十字有功会です。

**鹿児島県赤十字有功会は、令和6年6月に創立50周年を迎える**ことから、魅力ある事業を実施するなど、会の活性化を図っていきたく考えています。

つきましては、入会いただけそうな方(法人)又は活動資金にご協力くださる方(法人)等がございましたら、ぜひご紹介いただきますようお願いいたします。

### 〈有功会入会について〉

有功会の入会資格となる有功章の受章は、銀色有功章が会費(活動資金・寄付金)の金額20万円以上、金色有功章が50万円以上の金額(いずれも一時または分割して)に達した方となっております。

なお、日本赤十字社への会費(活動資金・寄付金)に対しては、税制上の優遇措置があります。

### 〈参考〉

国の表彰

○厚生労働大臣感謝状(個人)一時または累計で100万円以上500万円未満(同一年度内)  
(法人)一時または累計で300万円以上1,000万円未満(同一年度内)

○紺綬褒章(個人)一時または累計で500万円以上(3年以内)※  
(法人)一時または累計で1,000万円以上(3年以内)※

※平成29年度以降、初回寄付時に褒章希望と伝えることで、分納期限の制限なく授与申請を行えるようになりました。





# 令和5年度九州八県赤十字大会に参加しました。

11月16日（木）に～佐野常民生誕200年記念～令和5年度九州八県赤十字大会が佐賀市のSAGAアリーナで開催されました。

本大会はご寄付や奉仕活動などにより赤十字事業の推進に多大なご協力をいただいた方（個人・法人）を表彰するものです。

今年度は日本赤十字社の創設者である佐野常民の生誕200年を記念した大会でもあり、大会前日には佐野常民記念館の視察を行いました。また、大会に併せて、佐賀県赤十字血液センター前のポケットパーク内にて佐野常民銅像のお披露目式が開催されました。

来年度は福岡県で開催予定です。有功会員の皆様の大会へのご参加をお待ちしております。



令和5年度九州八県赤十字大会の様子 (SAGAアリーナ)



佐野常民銅像お披露目式 (佐賀県文化課提供)



大会前日に訪れた視察先の様子 (佐野常民記念館)

## あなたの思いを赤十字に ～遺産の寄付をお考えのみなさまへ～

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」、「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といったお申し出が増えてしています。このような尊い思いに応えるために、日本赤十字社鹿児島県支部では、遺贈（遺言による寄付）、相続財産寄付を承っております。

**日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付は相続税がかかりません。**

詳しくは、組織振興課（☎099-252-0600）にお問い合わせください。

なお、令和5年3月に日本赤十字社と日本司法書士会連合会が包括パートナーシップ協定を締結したことを受けて、令和5年12月2日に鹿児島県司法書士会と共催で、県内で初めて相続セミナーを開催しました。

- 遺贈とは・・・遺言によって財産の全部又は一部を団体などの第三者に与えることを「遺贈」といいます。
- 相続財産寄付とは・・・相続により取得した財産の全部又は一部を寄付することを「相続財産寄付」といいます。

**ご存知ですか？ 赤十字でつなげる“思い”**

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」、「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といったお申し出が増えてしています。日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために、遺贈（遺言による寄付）、相続財産寄付を承っております。

**遺贈とは**  
遺言によって財産の全部又は一部を団体などの第三者に与えることを「遺贈」といいます。

**相続財産寄付とは**  
相続により取得した財産の全部又は一部を寄付することを「相続財産寄付」といいます。

日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付は相続税がかかりません。



「司法書士による遺言・相続講座」の様子 (於：かごしま県民交流センター)